（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第十二条　削除	（受理書） **第十二条**　都道府県知事又は市長は、法第十一条又は第十三条第一項の届出を受理したときは、様式第七による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
（光ディスクによる手続） **第十四条の二**　第八条第二項、第九条第二項、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十三条並びに第十四条の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十の二の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第十四条の二**　届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、その提出を受けた都道府県知事は、そのフレキシブルディスク等の提出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。 一　様式第二による届出書 二　様式第三による届出書 三　様式第四による届出書 四　様式第五による届出書 五　様式第六による届出書 六　様式第八による届出書 七　様式第九による届出書 八　様式第十による届出書 2　前項の規定によるフレキシブルディスク等の提出については、第七条の規定にかかわらず、フレキシブルディスク並びに様式第十の二のフレキシブルディスク提出書の正本及びその写し一通を提出することにより行うことができる。